

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強い村づくり

第1 基本方針

本村における構造物、施設等について、「防災基本計画」によるほか「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画」等を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い村づくりを行う。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 主な取組み

- 1 施設等の耐震性の確保、村土保全機能の増進等地震に強い村土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強い村づくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

本村は、八ヶ岳西麓の緩急傾斜地に位置している。地質は村全域にわたって火山灰土壌であるが、一部、沢地に沖積層土壌がある。全般的に、本村の地盤は比較的良い。

過去の地震被害の記録は、善光寺地震（弘化4年）以来ないが、村に隣接する茅野市、富士見町に糸魚川―静岡構造線断層帯があり、将来直下型地震による大きな被害が予想されるため、地震災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、地震災害から村土及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

エ 東海地震、南海トラフ地震の対象に国が策定した地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

カ 地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を設定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策の推進に努める。

2 地震に強い村づくり

(1) 現状及び課題

建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、一層地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮した村づくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 地震に強い村の構造の形成

(ア) 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(イ) 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び土地区画整理事業による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急対策の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

イ 建築物の安全化

(ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(エ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(オ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(カ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命、救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(イ) 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。

(ウ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

エ 地質、地盤の安全確保

(ア) 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

(イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

(ア) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築、災害対策本部組織の充実を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。

(ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

(エ) 民間事業者に委託可能な災害対策に関わる業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

(オ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(カ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

風水害対策編第2章第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。(P. 107)

第3節 活動体制計画

風水害対策編第2章第4節「活動体制計画」を準用する。(P. 109)

第4節 広域相互応援計画

風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」を準用する。(P. 112)

第5節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、原村国保診療所をはじめとする村内医療機関及び諏訪中央病院と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

なお、災害の規模によっては、県計画の二次医療圏の地域災害医療センター（諏訪赤十字病院）等へ協力を依頼する。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関とともに正確に把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害時等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 原村国保診療所を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 消防署所の耐震診断等を実施促進、原村国保診療所の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

本村においては、救助・救急車両の整備及び運行は諏訪広域連合として進めている。

今後においてもこの整備、運行を充足していく必要がある。

消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めている必要がある。

(2) 実施計画

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

イ 大規模・特殊災害に対応できるような高度な技術・資機材を有する救助隊の整備、救急救命士の計画的配置の推進に努める。

ウ 消防団詰所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・区（自治会）を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対してこれらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、「災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書」に基づき諏訪中央病院組合に保管業務の委託を行っている。村は、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制の確保について、諏訪中央病院組合とあらかじめ協議・調整を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 諏訪中央病院組合における備蓄医薬品の品目・数量について、災害時に対応できる適正備蓄量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。また、定期的な在庫確認を行う。

イ 近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。

ウ 診療所等における医療品等の備蓄を図る。

資料編 ・ 災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1350) ・ 原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)

3 災害拠点病院（諏訪赤十字病院）を中心とした災害医療支援体制の整備

災害拠点病院（諏訪赤十字病院）を中心に、諏訪中央病院等と連携し、各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

4 消防及び医療機関の耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならない。原消防署は、耐震性があるが、消防団詰所は、すべて新耐震性基準以前に建築された建物であり、耐震性がないことから適切な対策を速やかに実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 新耐震基準以前に建築された消防団詰所等を最優先に耐震診断の当該診断結果に基づく耐震化計画等を作成する。

また、定期的な建物診断を実施し、当該建造物等の管理の徹底を図る。

イ 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な建造物等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施する。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図る。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 大規模地震災害等集団災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成、任務等

(カ) 消防団の活動要領

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連携

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 関係機関の協力を得て、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">・災害時の医療救護活動に関する協定書（諏訪郡医師会）（P.1337）・諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書（諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会）（P.1342）・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書（諏訪中央病院組合）（P.1350）・災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（茅野市諏訪郡歯科医師会）（P.1362）
--

第6節 消防・水防活動計画

風水害対策編第2章第7節「消防・水防活動計画」を準用する。(P. 123)

第7節 要配慮者支援計画

風水害対策編第2章第8節「要配慮者支援計画」を準用する。(P. 127)

第8節 緊急輸送計画

風水害対策編第2章第9節「緊急輸送計画」を準用する。(P. 133)

第9節 障害物の処理計画

第1 基本計画

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日ごろ、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取り組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な技術者を確保する体制を整備する。
- 3 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。

地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェンソー、土木作業車等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。

緊急輸送路として確保すべき基幹道路の管理は、県又は村が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

ア 建設協会と協議し、体制を整備する。また、中部電力パワーグリッド株式会社と事前協議を行い、体制整備を図る。

イ 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害除去対策の整備を図る。

ウ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

エ 住民は、自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第10節 避難収容活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講じることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を作成し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画作成を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の作成

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想されるため、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織等の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

(ア) 避難勧告・避難指示（緊急）の具体的な発令基準及び伝達方法

(イ) 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法

(ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法

(オ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- a 給食措置
- b 給水措置
- c 毛布、寝具等の支給
- d 衣料、日用品の支給
- e 負傷者に対する救急・救護

(カ) 避難場所の管理に関する事項

- a 避難の受入中の秩序保持
- b 避難住民に対する災害情報の伝達
- c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- d 避難住民に対する各種相談業務

(キ) 広域避難地等の整備に関する事項

- a 収容施設
- b 給水施設
- c 情報伝達施設

(ク) 避難の心得、知識の普及・啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行	○有線放送、広報車による周知
○住民に対する巡回指導	○避難誘導員による現地広報
○防災訓練等	○区（自治会）を通じた広報

イ 避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者の所在、支援の要否等の把握に努め、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導し、避難行動要支援者名簿を作成する。安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を作成する。

- (ア) 所在、支援の要否等の状況把握
- (イ) 配慮すべき個々の態様
- (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- (エ) 災害発生時の安否の確認
- (オ) 避難誘導方法及び避難行動要支援者の行動計画
- (カ) 個人情報の保護に配慮した情報提供手段
- (キ) 配慮すべき救護・救援対策
- (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、避難行動要配慮者利用施設について、これらの施設、自治会等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

ウ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を作成すると

ともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

エ 住民が実施する計画

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。

- a 家の中でどこが一番安全か
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか
- d 及び避難路はどこにあるか
- e 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

(ウ) 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

オ 企業等において実施する計画は次のとおりとする。

(ア) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄に努める。

2 指定緊急避難場所・指定避難所等の確保

(1) 現状及び課題

より円滑な避難活動を確保するために、緊急時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性の点検及び要配慮者に配慮した、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路を事前に確保する必要がある。

また、指定緊急避難場所、指定避難所として指定した建築物には、災害時における避難生活を確保するための資機材等の備蓄が必要である。

(2) 実施計画

ア 震災時の一時待避所としての屋外の避難地及び避難生活のための避難施設についてそれぞれ指定する。

イ 次に掲げる事項に留意のうえ、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の指定を行う。

(ア) 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。

(イ) 指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）の安全性に特に配慮すること。

(ウ) 定められた指定緊急避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。

- (エ) 上記をもとに、指定緊急避難場所、指定避難所の適正配置について十分留意すること。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。
- エ 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と避難場所の相互提供等について協議しておく。
- オ 指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱等に対し安全な空間となるよう努める。
- カ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む避難所の感染症対策について、感染者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から総務課と保健福祉課が連携し、検討するよう努める。なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- キ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の他、空調、洋式トイレ等、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。
- ク テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。
- ケ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄倉庫を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。
- コ 指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）の住民への周知徹底に努める。
- サ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
- また、指定避難所では生活が困難な避難行動要支援者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。
- なお、災害発生時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。
- シ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- ス 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所・指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。
- セ 長野県避難所運営マニュアル策定指針（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- ソ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

タ 他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめきめておくように努める。

チ 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

資料編 ・ 避難施設一覧 (P. 1435)

3 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所・指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。

エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ 周辺市町村から要請のあった場合、利用可能な公営住宅等の情報を提供する。

4 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、小学校、中学校、幼稚園、保育所（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即した適切な避難対策をたてておく。

ア 防災計画

(ア) 学校長等は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、村、茅野警察署、諏訪広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

(イ) 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに村教育委員会又は村保健福祉課に報告するとともに教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- a 地震対策に係る防災組織の編成
- b 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 村、茅野警察署、諏訪広域消防本部及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 震災後における応急教育に関する事項
- p その他、学校長が必要とする事項

イ 施設・設備の点検管理

学校における施設・設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の作用又は地震の衝撃によりどのような破損になりやすいか留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

(イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。

- a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
- b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
- d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

ア 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

イ 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努める。

第11節 孤立防止対策

風水害対策編第2章第12節「孤立防止対策」を準用する。(P. 144)

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

風水害対策編第2章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。(P. 146)

第13節 給水計画

風水害対策編第2章第14節「給水計画」を準用する。(P. 148)

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

風水害対策編第2章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。(P. 150)

第15節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

大規模地震等により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

危険物等の施設においては、大規模地震発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保及び、緩衝地帯の整備及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安管理教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性、耐震性の向上を図る。

(ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

イ 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

ウ 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

資料編 ・ 危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)

第16節 上水道施設災害予防計画

風水害対策編第2章第17節「上水道施設災害予防計画」を準用する。(P.153)

第17節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道施設は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強い村づくりに資する下水道の整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 重要な管渠及び処理場のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講じる。

イ 新たに建設する管渠及び処理場については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講じる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ作成する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との間で広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を作成する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠である。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

下水道施設台帳等の適切な調製、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できるよう備える。

第18節 通信・放送施設災害予防計画

風水害対策編第2章第19節「通信・放送施設災害予防計画」を準用する。(P.156)

第19節 災害広報計画

風水害対策編第2章第20節「災害広報計画」を準用する。(P.162)

第20節 土砂災害等の災害予防計画

風水害対策編第2章第21節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する。(P.164)

第21節 防災むらづくり計画

風水害対策編第2章第22節「防災むらづくり計画」を準用する。(P.166)

第2節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取り組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物対策及び、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講じる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。
- 4 村の自主防災組織の活動環境整備に関して、消防防災施設整備費補助事業、すまいの安全「とうかい」防止対策事業等の助成措置を講じる。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

村有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

イ 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

ウ 防火管理者の設置

学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

エ 緊急地震速報の活用

施設管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、

耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

イ 耐震診断・耐震改修のための支援措置

(ア) 住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(イ) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

ウ 土砂災害危険区域指定等を考慮し、がけ地近接等危険と判断できる住宅については、移転の推進を図る。

エ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はそれらの制度の普及促進に努める。

オ 建築物の所有者等が行う対策

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

(イ) 県の「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

(ウ) 地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図る。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下物、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

イ 住民は、外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。また、地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討するとともに対策を講じる。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は原村文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における文化財についても、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

資料編 ・ 指定文化財一覧 (P. 1461)

(2) 実施計画

ア 村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置を促進する。

イ 文化財所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

第23節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

この対策として、構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

- 1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生すると道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の損壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について安全性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。

- 2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために本村は、原村建設事業協同組合と「災害時における応急措置に関する協定」を締結している。

資料編 ・災害時における応急措置に関する協定書 (P. 1367)

(2) 実施計画

関係機関との協力体制を整備する。

第24節 河川施設災害予防計画

第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の整備を行う。
- 2 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に、洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。また、水害に強い村土作りを目指し、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図る。

第25節 ため池災害予防計画

風水害対策編第2章第26節「ため池災害予防計画」を準用する。(P.171)

第26節 農林産物災害予防計画

第1 基本方針

地震による農林産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産・流通・加工施設の安全性の確保・適地適木の原則を踏まえた森林の整備を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

1 諏訪農業農村支援センターの指導により、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

また、農林産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

地震による農作物被害の軽減を図るため、諏訪農業農村支援センター等の指導により、農作物等災害対策指針を作成し、予防対策の周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数が経過するなど耐震性の劣る施設もみられることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が必要である。

(2) 実施計画

諏訪農業農村支援センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防対策の周知徹底を図る。

住民は、生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。また、新たな施設の設置にあたっては、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

震災による立木の倒木防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、県により適正な形状比の立木仕立ての指導を受けている。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

イ 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

ウ 住民は、村が計画的に行う森林整備に協力するとともに、施設の補強等対策の実施に努める。

第27節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、県、村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強い村づくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 冬期道路交通確保を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 2 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 3 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 4 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 5 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 6 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 7 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

第3 計画の内容

1 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、県、村、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア 村は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

ウ 住民は、地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。

2 航空輸送の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2) 実施計画

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む。）の除・圧雪体制を整備する。

3 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業等を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

村内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。

4 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

ウ 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

エ 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

5 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講じる。

ア 地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

イ 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

6 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

ア 村は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第28節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の養成及び体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

- 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

建築物、宅地関係	県は災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。
道路・橋梁関係	地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

建築物、宅地関係	村は、被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。
道路・橋梁関係	重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。

- 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

資料編 ・重要水防箇所一覧 (P. 1455) ・危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、河川整備をさらに進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 河川管理施設の耐震性を向上させる。

イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集体制の整備

イ 警戒避難体制の整備

資料編 ・村内危険箇所 (P. 1453)

第29節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、村及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、村は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

- 1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- c 地震及び津波に関する一般的な知識
- d 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容

- e 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令時にとるべき行動
 - f 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）及び津波に関する知識
 - g 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - h 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - i 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - j 正確な情報入手の方法
 - k 要配慮者に対する配慮
 - l 男女のニーズの違いに対する配慮
 - m 防災関連機関が講じる災害応急対策等の内容
 - n 避難生活に関する知識
 - o 平常時から住民が実施し得る、応急手当、おおむね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
 - p 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - q 南海トラフ地震（東海地震を含む。）に関する知識
 - (a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
 - (d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - r 緊急地震速報を受けたときの適切な対応
 - s 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - t 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
 - u 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するよう努める。
 - v 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- イ 災害時における行動のとりかた、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。
- ウ 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震のおそろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきかを体験できる機会を設ける。
- エ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

オ 区（自治会）等における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。

カ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

ク 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係わる地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。

ケ 地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

コ 住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

サ 企業等においては、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえたうえで、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

シ 村は、自助、共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域の防災力を高めるため、地区防災計画の提案手続の検討及び住民への周知を図る。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館、ホテル、スーパー等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 村が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災

に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小学校、中学校、幼稚園、保育所（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 学校においては、大規模災害においても対処できるように村その他関連機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 地震及び津波に関する一般的な知識

イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識

ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 職員等が果たすべき役割

オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

第30節 防災訓練計画

風水害対策編第2章第30節「防災訓練計画」を準用する。(P.181)

第31節 災害復旧・復興への備え

風水害対策編第2章第31節「災害復旧・復興への備え」を準用する。(P.184)

第32節 自主防災組織等の育成に関する計画

風水害対策編第2章第32節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。(P.186)

第33節 ボランティア活動の環境整備計画

風水害対策編第2章第33節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。(P.188)

第34節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の住宅地への人口集中、建物の多様化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、情報等について指導を受ける必要がある。

第2 主な取組み

県、各関係機関等と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 実施計画

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- 2 国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの蓄積に努める。

第35節 観光地の災害予防計画

風水害対策編第2章第35節「観光地の災害予防計画」を準用する。(P.191)